

現下の保険計理上の諸課題について

—保険負債の時価評価問題について—

保険研究部門 主席研究員 猪ノ口 勝徳

<要旨>

1. 経済価値ベースでの保険会社のソルベンシー評価や保険負債の経済価値評価、すなわち責任準備金の時価評価を巡る検討の動きが見られるようになってきた。具体的には、本年の4月に金融庁が「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」を公表した。そこでは、保険会社のソルベンシー評価は経済価値ベースの評価に向かうべきであると提言されている。また、海外では、本年の5月に、IASB（国際会計基準審議会）が保険会計に関するディスカッション・ペーパーを公表したが、保険負債について、評価時点における実際死亡率や市中金利等に基づく現在価値ベースによる評価を行うことが提案されている。さらに、IAIS（保険監督者国際機構）では、経済価値ベースのソルベンシー評価の検討が続けられており、特に欧州では、2012年からの経済価値ベースによるソルベンシー評価の導入が検討されている。
2. また、日本に特有の事情として、逆ざや問題の存在がある。日銀のゼロ金利政策は終了したものの、依然として低金利状況にある中で、保険会社のソルベンシーを正確に評価するためには、責任準備金の時価評価を行うことが1つの方法として考えられる。責任準備金の時価評価は、不確定な将来事象を対象とするため測定の信頼性の問題がつきまとうが、保険会社のソルベンシーを評価する局面においては、さまざまなシナリオに基づくシミュレーションを行い、保険会社の財務状況をモニタリングすることも考えられる。
3. 将来の見通しが保険会社にとって好ましいものではないときには、契約者保護の観点から、時価会計の考え方に従い、健全な責任準備金を積み立てることが適切である。しかし、会計情報として考えた場合、時価評価された責任準備金には、さまざまな課題、論点がある。その代表的なものは、保険契約締結時の利益計上を認めるのかどうか、すなわち、現行の標準責任準備金を下回る金額になることを認めるのかどうかという論点である。この点に関しては、保険契約が売買される活発な市場が存在しないこと、保険契約が決済されるのは保険会社と保険契約者との間での取引であることを考えると、責任準備金の評価にはデポジット・フロアーを設定し、標準責任準備金額を下回らない金額とすることが必要であろうと思われる。また、適切なALM管理が行われている場合には、責任準備金に対応する資産の評価に関

して、ヘッジ効果を表現できる会計処理が導入されることが望ましい。

4. 責任準備金の時価評価に伴う評価差額の会計処理についても検討が必要である。投資家に関心を持つと言われる損益情報について、投資家の誤解を招かないようにするためには、期待の変化に基づくウインドフォールを除外した適正な利益計算が行われることが必要である。この点に関しては、その他有価証券の評価差額の会計処理や、固定資産の減損会計の会計処理が参考になるものと思われる。
5. 以上の考え方は現行の標準責任準備金制度の考え方と矛盾しない。現在のところ、保険業法施行規則第69条第5項の「第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第4条第2項第4号に掲げる書類を変更することにより、追加して保険料積立金を積み立てなければならない」との規定を受けた具体的な会計ルールは存在しないが、この点について、時価会計の考え方や手法を用いて具体的なルールを作り上げることで、問題は解決されるものと思われる。すなわち、保険計理上の現下の課題は、現行の標準責任準備金制度をベースにして、それを発展、改良させていくことで解決されるものであると考える。

<目次>

1. はじめに	58
2. 平成8年の新保険業法制定時の枠組み及びその後の手当て	59
(1) 標準責任準備金制度	59
(2) 保険計理人の確認業務	61
(3) ソルベンシー・マージン基準	62
(4) 標準責任準備金制度の拡充	63
3. 最近の国際的な動向	65
(1) IASB（国際会計基準審議会）の動向	65
(2) IAIS（保険監督者国際機構）の動向	66
4. 現下の保険計理上の諸課題について	67
(1) ソルベンシー評価	68
(2) 責任準備金の時価評価に係る論点	69
①健全な責任準備金の積み立て	69
②適正な損益計算	74
(3) その他の課題	77
5. おわりに	79

1. はじめに

保険負債の経済価値評価、すなわち時価評価を巡る検討の動きが見られるようになってきた。最初に挙げられるのは、本年の4月3日に金融庁の検討チームが公表した「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」であろう。ソルベンシー・マージン比率は、平成8年の導入以来保険会社の健全性確保について重要な役割を果たしてきた。また、同比率の算出方法はこれまでも必要な見直しが行われてきたところであるが、「現行の算出方法が現在の金融市場実勢と乖離したものとなっていないか、保険会社のリスク管理の高度化や財務体質の強化を図る観点から更に改善を行う必要はないか等の見地から、更に精査する必要性が生じている」ことから、金融庁が平成16年12月に策定・公表した「金融改革プログラム」の検討課題の1つとされていた。

このような流れを受けて、昨年11月以降、有識者から構成された検討チームで精力的な検討が行われ、上記の報告書が公表された。ここでは、当面の課題としてリスク係数やマージンに算入される項目についての厳格化が提言されるとともに、今後の方向として、保険会社のソルベンシー評価は経済価値ベースの評価に向かうべきであると提言されている。具体的な内容を見ると「保険会社のソルベンシー評価を行う際には、企業価値を示す指標が重視されているとの観点から、経済価値ベースでの資産価値と負債価値の差額（純資産）自体の変動をリスク量として認識し、その変動を適切に管理する経済価値ベースでのソルベンシー評価を行うことが、計測手法として整合的であると考えられる」と記述されている。

検討チームがこのように経済価値ベースのソルベンシー評価の方向性を打ち出したのは、国際的な動向と密接な関係があると考えられる。IASB（国際会計基準審議会）では、前身のIASC時代から10年にわたり保険会計の議論が行われており、この5月にディスカッション・ペーパーが公表されたところであるが、そこでは評価時点における実際死亡率や市中金利等に基づく現在価値ベースによる保険負債評価が提案されている。また、IAIS（保険監督者国際機構）では経済価値ベースのソルベンシー評価の検討が続けられており、さらに欧州においては、2012年⁽¹⁾からの経済価値ベースによるソルベンシー評価の導入が検討されている。経済価値ベースのソルベンシー評価が世界の潮流となる中で、日本もその流れと無関係ではいられない。

また、日本に特有の事情として、逆ざや問題の存在がある。日銀のゼロ金利政策は終了したが、日本の金利は依然として低水準にあり、保険会社の逆ざや問題は解決していない。生保各社は金利の回復に加え、株価水準が堅調なこともあり、契約者配当を増配する動きを見せているが、その前に、責任準備金をより健全な積立て状況にしておきたいとの考え方の会社もあるようである。平成18年度決算において、逆ざやの原因の1つになっていると考えられる個人年金保険について、計画的な追加責任準備金の積立てを開始した生保会社が2社現れた。日本の現在の責任準備金積立方法は、基礎率がロック・インされる方式、すなわち原価法が原則となっているが、追加責任

⁽¹⁾ 従来公表されていた計画によれば、新しいソルベンシー規制（ソルベンシーⅡと言う）は2010年から導入の予定であったが、2007年7月10日に公表されたEU委員会の文書によれば、実施時期は2012年と、2年後ろ倒しされている。

準備金の積立では、経済価値ベースの責任準備金評価につながっていく可能性もあろう。

以上のように、経済価値ベースによるソルベンシー評価、責任準備金評価の検討が進められようとしているが、経済価値ベースによる責任準備金評価（以下、責任準備金の時価評価と呼ぶ）にも、さまざまな課題、論点がある。その代表的なものは、保険契約締結時の利益認識を認めるのかどうか、すなわち現行の標準責任準備金を下回る金額になることを認めるのかどうかという論点である。さらに、責任準備金の評価問題を考える際には、保険契約により保険会社から保障を受ける保険契約者の立場、会計情報を利用する投資家の立場といった、異なる立場にある関係者の利益をどのように考え、調整を図るのかという問題もある。また、そもそも、現行の標準責任準備金制度との関係をどのように整理するかといった論点もあろう。

以下では、平成8年の新保険業法制定時の標準責任準備金制度導入から、その後の変遷を振り返り、それらの意味の再確認を行いつつ、責任準備金の時価評価問題に関するさまざまな課題について考察を加えることとしたい。なお、以下では主に、責任準備金の時価評価を行った場合の影響が大きい生命保険に関して考察することとする。

2. 平成8年の新保険業法制定時の枠組み及びその後の手当て

平成8年の新保険業法では、保険計理問題について、さまざまな新たな制度が導入された。その中で、責任準備金に関しては、標準責任準備金制度の導入と保険計理人の確認業務が挙げられる。また、同時にソルベンシー・マージン基準が導入された。同制度については、その後適宜見直しが行われ、今日に至っている。また、標準責任準備金制度についても、その後適宜、適用範囲が拡充されてきている。以下、これらの動きを振り返ってみることとしたい。

(1) 標準責任準備金制度

標準責任準備金制度とは、新保険業法施行時以後に締結される保険契約に対して、一部のものを除き⁽²⁾、監督官庁が責任準備金積立方式と計算基礎率（予定死亡率、予定利率）について必要な定めをすることができるという制度である（保険業法第116条、保険業法施行規則第68条）。

監督官庁が定める内容は、大蔵省告示第48号（平成8年2月29日）に規定されている。同告示は金利動向や死亡率の動向等を踏まえ適宜改正が行われており、直近の平成18年12月27日の金融庁告示第127号まで7回の改正が行われている。その内容を見ると、積立方式は保険数理上もっとも手厚い方式である平準純保険料式とされている。また、計算基礎率については、予定死亡率は保険数理の専門家団体である（社）日本アクチュアリー会が作成し、金融庁長官が検証したものの、予定利率については、過去の一定期間の10年国債応募者利回りの平均値に一定の安全率

⁽²⁾ 除外される保険契約は、責任準備金が特別勘定に属する財産の価額により変動する保険契約（変額保険等）、保険料積立金を積み立てない保険契約（団体定期保険等）、保険約款において保険会社が責任準備金及び保険料の計算の基礎となる係数を変更できる旨を約してある保険契約（団体年金保険等）、その他責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約として金融庁長官が定めるものである。

係数を乗じて求めることとされている。なお、予定死亡率については、日本アクチュアリー会が発行している「標準生命表の作成過程」で明らかにされているように、過去の一定期間の死亡率実績をベースに、数学的危険論に基づく安全割増（リスク・マージン）が加算されている。予定利率と予定死亡率に含まれる安全割増部分は、（図表 1）、（図表 2）のとおりである。

（図表 1） 予定利率の設定方法

～毎年 10 月 1 日を基準日として、基準日の属する月の前月から過去 3 年間に発行された利付国庫債券（10 年）の応募者利回り（償還金額から発行価格を減じたものを発行から償還までの期間で除して得た率に表面利率を加えたものを発行価格で除したものをいう。以下同じ。）の平均値、又は基準日の属する月の前月から過去 10 年間に発行された利付国庫債券（10 年）の応募者利回りの平均値のいずれか低い方のもの（以下「対象利率」という。）を次の表の上欄に掲げる対象利率に区分してそれぞれの数値に同表の下欄に掲げる安全率係数を乗じて得られた数値の合計値（以下「基準利率」という。）が、基準日時点で適用されている予定利率と比較して 0.5% 以上乖離している場合には、基準利率に最も近い 0.25% の整数倍の利率（基準利率が 0.25% の整数倍の利率と 0.125% 乖離している場合は、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い 0.25% の整数倍の利率とする。）を予定利率とし、基準日の翌年の 4 月 1 日以降締結する保険契約に適用する。

対象利率	安全率係数
0% を超え、1.0% 以下の部分	0.9
1.0% を超え、2.0% 以下の部分	0.75
2.0% を超え、6.0% 以下の部分	0.5
6.0% を超える部分	0.25

（図表 2） 生保標準生命表 2007（死亡保険用）の第 1 次補整（数学的危険論による補整）

第 1 次補整後死亡率 ($q_x^{(1)}$) は次の算式により計算する。

$$q_x^{(1)} = q_x^{(0)} + \min \left(2 \sqrt{\frac{q_x^{(0)}(1 - q_x^{(0)})}{n_x}}, 0.3q_x^{(0)} \right)$$

ここに

$q_x^{(0)}$ は粗死亡率

n_x は 男子; 400 万件 $\times f(x, \mu_1, \sigma_1^2)$

女子; 400 万件 $\times f(x, \mu_2, \sigma_2^2)$

$f(x, \mu_1, \sigma_1^2)$ 、 $f(x, \mu_2, \sigma_2^2)$ は 2001 観察年度の男女別年齢別経過契約件数の平均 (μ)、標準偏差 (σ) による正規分布の密度関数である。

上記の第 1 次補整後死亡率に対して、第 2 次補整（平滑化）、第 3 次補整（高年齢補外）を加えて、生保標準生命表を完成させている。

このように標準責任準備金制度は、契約者保護の観点から、安全割増を含んだ健全な責任準備金積立てが行われるよう設計されているものと考えられる。長期にわたる保険期間の途中で発生する可能性がある経済状況の変化、死亡率等の社会状況の変化に備えるために、健全な水準の責任準備金積立てを保険会社に求めることは重要なことと言えよう。新業法施行前においては、保険会社が積み立てる責任準備金は各社が取り扱っている保険商品の保険料計算に用いられる基礎率に基づき計算されていたものと思われる。それに対し、保険会社が負っている保障責務を果たさせるために、保険料計算に用いられる計算基礎率によらず、監督官庁が定める健全な基礎率による責任準備金積立てを求めることとしたのは、契約者保護の観点から、大きな前進であったと言えよう。

しかし、標準責任準備金制度に弱点がないわけではない。それは責任準備金の計算に用いる基礎率が保険契約締結時点で決定され、その後の変更が行われない点である（基礎率が保険契約締結時に固定されてしまうことからロック・イン方式と呼ばれている）。この点から、標準責任準備金は原価法会計であると考えることができる。もちろん保険業法では、この弱点に対する手当ても規定されている。具体的には、標準責任準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険料積立金を積み立てなければならないと規定されているのである（保険業法施行規則第 69 条第 5 項）。ただし、業法では、この規定に関する更なる詳細な規定が行われていない。一方で、後述する「生命保険会社の保険計理人の実務基準」において、責任準備金の確認業務として行う将来収支分析の結果、将来 5 年間の累積収支で不足が生じると予想される場合には、保険計理人は追加責任準備金の積立てが必要であるとの意見書を書くこととされており、一般的には、これが追加責任準備金積立ての基準であると理解されている。

（２）保険計理人の確認業務

新保険業法において、保険計理人は、毎決算期において、①責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか、②契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ公平に行われているかどうか、について、内閣府令で定めるところにより確認し、その結果を記載した意見書を取締役会に提出しなければならないとされた（保険業法第 121 条）。なお、平成 12 年度決算から、③将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額が、当該将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額に照らして、保険業の継続の観点から適正な水準に満たないと見込まれること（いわゆる事業継続基準）が追加されている。

この確認業務の基準については、金融監督庁・大蔵省告示第 22 号（平成 12 年 6 月 23 日）において、（社）日本アクチュアリー会が作成し、金融庁長官が認定した基準と規定されている。この規定を受け、（社）日本アクチュアリー会では「生命保険会社の保険計理人の実務基準」を作成し、金融庁長官の認定を受けており、各保険会社の保険計理人はこの実務基準に従って、確認業務を行っている。このうち、責任準備金の確認業務に関して、実務基準では、①責任準備金が法令の

規定するところにより適正に積み立てられていることの確認、②将来収支分析を行い、将来の資産の状況などを考慮して責任準備金の積立水準が十分であることの確認、の2点の確認を求めている。

1点目は、保険業法が定める標準責任準備金等の積立が行われているかどうかの確認である。具体的には、各社の「保険料及び責任準備金の算出方法書」に従った積立が行われているかどうかの確認を行うことになる。2点目は、直近の死亡率、利率等に基づき実務基準で定めるシナリオにより将来収支分析を行い、責任準備金の十分性の確認を行うことになる。なお、将来収支分析の結果、資産が負債（責任準備金）を下回ることが予想される場合には、原則として、その不足額の現価相当額を追加責任準備金として積み立てる必要がある旨を意見書に記述することが求められている。なお、将来事象の不確実性を考慮して、将来収支分析を行う期間は10年、不足額を判定する期間は5年とされている。この判定期間については、保険契約の長期性を考えれば、不十分ではないか、保険契約消滅時までの将来収支分析を行い、その結果を基に不足額の判定を行うべきではないか、との批判がある。それに対し、そもそも標準責任準備金制度は健全な積立方式に基づき、安全度を見込んだ基礎率を用いて積み立てられていること、また信頼性のある将来事象の見通しを行えるのはせいぜい5～10年程度でしかないことから、現行制度で問題がないという意見がある。

（3）ソルベンシー・マージン基準

保険会社はさまざまなリスクに対峙しているが、これらのリスクは「通常の予測の範囲内のリスク」と「通常の予測を超えて発生するリスク」に区分できる。そして保険会社では、前者には責任準備金、後者にはソルベンシー・マージン（資本や価格変動準備金等の負債）で対応している。責任準備金は将来の保険金支払に備えて積み立てる保険会社最大の負債項目であるが、「通常の予測の範囲内」の将来の死亡率の変動や金利の変動に耐えられる計算となっている。しかし、大規模な震災や大幅な株価の下落等の「通常の予測の範囲を超えて発生するリスク」は責任準備金に反映されておらず、この部分はソルベンシー・マージンで対応することになっている。そして、ソルベンシー・マージン比率は、保険会社が「通常の予測を超えて発生するリスク」に対し、どの程度の支払余力を有しているかを示す指標である。

この指標は平成8年の新保険業法施行時に導入された。更に、平成11年の保険業法改正以降、同比率は早期是正措置のトリガーとしての役割を果たしている。また、ソルベンシー・マージン比率の算出方法については、これまでも必要な見直しが行われてきた。しかし、現行の算出方法が現在の金融市場実勢と乖離したものとなっていないか、保険会社のリスク管理の高度化や財務体質の強化を図る観点から更に改善を行う必要はないか等の見地から、更に精査する必要性が生じているとして、昨年11月から金融庁に設置された有識者の検討チームで検討が行われてきた。

本年4月3日に金融庁から公表された検討チームの提言書によれば、「保険会社のソルベンシー評価を行う際には、企業価値を示す指標が重視されているとの観点から、経済価値ベースでの資

産価値と負債価値の差額（純資産）自体の変動をリスク量として認識し、その変動を適切に管理する経済価値ベースでのソルベンシー評価を行うことが、計測手法として整合的であると考えられる」とされ、「我が国における経済価値ベースでのソルベンシー規制の導入に向けた検討や試行を十分なスピード感をもって進めていく必要がある」とされている。

（４）標準責任準備金制度の拡充

平成８年度に導入された標準責任準備金制度については、その後の商品開発動向等を踏まえ必要な見直しが行われてきた。ここでは、その一例として、変額年金保険等の最低保証給付に対する手当てと、第三分野商品に対する手当てについて、触れてみたい。

①変額年金保険等の最低保証給付

老後保障ニーズの高まりを受けて多くの会社から変額年金が販売されている。変額年金は、資産運用の成果が直接契約者に帰属し、契約者が資産運用リスクを負うことが基本であるが、商品魅力を高めるため、給付に最低保証を付すことが一般的である。たとえば、死亡給付に対して最低保証を行う商品や、年金開始時の年金原資に対して最低保証を行うタイプの商品などがある。ところで、この最低保証に関しては、保険会社は保険契約者から最低保証のための保険料を収入している。この部分に関しては、当初、責任準備金積立ルールは定められていなかったが、平成17年度から、新契約を対象にして、標準責任準備金制度が導入された。

最低保証給付に対する標準責任準備金の計算方法は「最低保証に係る保険金等の支出現価」から「最低保証に係る純保険料の収入現価」を控除して求めることとされており、考え方は一般の定額保険の責任準備金計算方法と同じである。また、計算基礎率については、予定死亡率は標準生命表、割引率は標準利率を用いることとされており、この点も一般の定額保険と同じであるが、特徴的なことは、資産運用のリターンの計測方法である。具体的には、期待収益率は標準利率と同じであるが、特別勘定の特徴に鑑み、資産の種類ごとにボラティリティ（資産価格の予想変動率）が規定されているのである。

（図表３）変額年金保険等の最低保証給付に関する責任準備金の計算に用いるボラティリティ（資産価格の予想変動率）

資産	ボラティリティ(%)
国内株式	18.4
邦貨建債券	3.5
外国株式	18.1
外貨建債券	12.1

このことにより、変額年金保険等の最低保証給付に対する標準責任準備金は時価評価を導入し

ていることが分かる。すなわち、標準責任準備金は原則として原価法会計（ロック・イン方式）を採用しているが、変額年金保険等の最低保証給付に関しては、その商品特性に鑑み、時価評価を採用しているのである。なお、平成16年度以前に締結された標準責任準備金制度の対象外とされた変額年金保険等の最低保証給付については、保険計理人が行う将来収支分析の結果を踏まえ、必要に応じて責任準備金を積み立てることになっている。

②第三分野商品

第三分野商品には、医療政策等の外的要因や当初の想定を超えた契約者の行動の影響を受けやすいこと、わが国では終身保障タイプが主流となっているため保障期間が長期にわたることといった長期的な不確実性が内在しているため、責任準備金について、必要な手当てが講じられている。

1点目は、平成19年4月の新標準生命表導入時に、第三分野用の標準生命表が作成されたことである。平成8年の標準責任準備金制度導入時に、標準生命表として、死亡保険用と年金開始後用の二種類が作成された。これは、死亡保険に加入する人と年金保険に加入する人のリスクの違いを反映させるために採られた措置であった。すなわち、生命保険会社のリスク管理の観点から、死亡保険用の生命表には、粗死亡率に対してリスク・マージンが加算されるが、年金開始後用の生命表には、将来の死亡率の改善要素を反映させているのである。

ところで、この当時、第三分野商品については、特に専用の生命表は作成されておらず、一般的には死亡保険用の生命表が使用されていたものと思われる。しかし、終身保障の医療保険を考えた場合、死亡率が改善していくと医療給付を受給する確率が高くなっていく。このため、第三分野商品に加入する人は、死亡リスクではなく、生存（長生き）リスクを懸念しているものと考えられる。一方、第三分野商品に加入する人は、自分の健康状態に懸念があるため、第三分野商品に加入するということも考えられる。これらのことから、第三分野商品の死亡率については、死亡保険用よりも低位であるが、年金開始後用よりも高位にあるものと考えられ、平成19年の新標準生命表導入時に、第三分野用の生命表が作成されたものである。このことにより、標準責任準備金制度の第三分野商品に対するリスク対応力は強化されることとなった。

2点目は、平成19年度決算から導入が予定されている、第三分野商品の責任準備金積立ルールである。紙面の関係上、詳細には立ち至らないが、ストレス・テスト、負債十分性テストと呼ばれる新たに導入されたルールに従い、責任準備金の十分な水準の確保を狙いとするものである。このように、第三分野商品が有する長期的な不確実性に対して、現行の標準責任準備金制度の中で、必要な手当てが行われている。なお、第三分野商品の多様性から、標準発生率は設定されておらず、将来の検討課題とされている。

3. 最近の国際的な動向

(1) IASB（国際会計基準審議会）の動向

保険会計に関しては、IASBの前身のIASC（国際会計基準委員会）の時代から数えると、約10年にわたり、議論が行われてきた。IASBは保険負債⁽³⁾に対して時価会計の導入を検討してきたが、保険業界関係者等から、時価会計の導入は初期利益の認識につながりやすいといったことや、測定の信頼性に問題が生じやすいこと、業績のふれが大きく表現されてしまうことといった問題指摘がなされてきた。このため、検討に長期の期間を要してきたが、保険業界やその他関係者の代表者で構成される保険ワーキング・グループでの検討を経て、本年5月にディスカッション・ペーパーが公表されるに至った。ディスカッション・ペーパーに対するコメント提出締め切りは本年11月16日に設定されている。その後の予定は、IASBではコメントを踏まえて検討を行った後、2008年末に会計基準公開草案を公表し、広くコメントを求めた上で、2010年に新しい会計基準を公表することとしている。

次にディスカッション・ペーパーの内容を見てみたい。ディスカッション・ペーパーでは、保険者は次の3つのビルディング・ブロック（基礎的要素）を使用して、保険負債を測定すべきであると提案している。

- (i) 契約上のキャッシュ・フローの、明示的で、バイアスのない、市場と整合的で、確率で加重された現在の見積り
- (ii) 貨幣の時間価値に関して、将来キャッシュ・フローの見積りを調整する現在の市場における割引率
- (iii) 市場参加者がリスク負担（リスク・マージン）に対して、また、もし必要であればその他のマージン（サービス・マージン）に対して要求する明示的でバイアスのないマージンの見積り

IASBの見解では、こうした3つのビルディング・ブロック（基礎的要素）を用いての測定は、保険会社の財務諸表の利用者に次のようないくつかの便益を提供することになる。

- (i) 既存の保険契約から生じる将来キャッシュ・フローの金額、タイミング及び不確実性に関する目的適合性のある情報
 - (ii) キャッシュ・フロー及びマージンの明示的かつより確実な見積り
 - (iii) 見積りの変更に対する首尾一貫したアプローチ
 - (iv) すべての種類の保険（及び再保険）契約に対する、適切かつ首尾一貫したアプローチ。
- これにより

○原則が定まっていない区分及び恣意性の介入した新しい規則に頼ることなく、(マル

⁽³⁾ 保険負債という用語は、将来発生する保険給付支払に備えて積み立てる責任準備金と、支払事由は発生しているが、さまざまな理由により保険給付が未支払となっているものに備えて積み立てる支払備金を含んだものと解されるが、定額給付を行う生命保険の場合、支払備金の重要性は小さいため、保険負債を責任準備金と同義と考えて、差し支えない。

チ・イヤー、マルチ・ライン又はストップ・ロス契約のような)より複雑な契約に対処し、新たに発生する問題点を解決するための一貫したフレームワークが提供される。

○組込デリバティブ、金融再保険及び既存の契約の条件変更に関する恣意性の介入した規則の必要性が限定的になる。

- (v) 非金融負債及び金融負債の測定にあたり将来キャッシュ・フローの現在の見積りを要求する、その他の国際財務報告基準(IFRSs)との整合性
- (vi) 保険負債と関連資産の間の経済的ミスマッチがより明確に報告され、会計上のミスマッチが減少する。
- (vii) 入手可能な範囲での観察可能な現在の市場価格との整合性。保険負債を測定する際に用いられるすべての入力数値を裏付ける市場価格は入手可能ではないが、そのような価格は財務諸表の利用者にとって理解可能性があり信憑性のあるベンチマークとなる。

このように、IASBは財務諸表利用者の意思決定有用性の観点から、保険負債の時価評価の導入を提案している。保険負債の時価評価を導入すると、将来の全保険期間分の予想利益が保険契約締結時点で計上される恐れがあるとの指摘が行われてきたが、その点について、IASBは以下のように述べている。

117. 数人のボードメンバーは、前述のマージンについて、保険契約者との取引において観察される価格を用いて測定されるべきであると信じている。その結果、保険会社が契約初期に利益を認識することはない。しかし、多数のボードメンバーは、保険契約者との取引において観察される価格は重要であり、保険負債の初期測定に対する合理的なチェックになるが、保険契約に関する権利と義務を引き継ごうとする者が要求するマージンのバイアスのない見積りに優先されるべきではない、と信じている。

ここでは、保険契約の売買の場面を想定し、そこでの売買価額を参照して保険負債の評価を行うこととされており、将来の期間に属する予想利益の計上は禁じられていないことが分かる。

(2) IAIS (保険監督者国際機構) の動向

IAISでは保険会社のソルベンシーに関する検討が精力的に進められてきている。今までの動きとしては、2005年に保険監督の枠組みを示した「保険監督フレームワーク(フレームワーク・ペーパー)」とソルベンシー評価のための基礎となる考え方をまとめた「ソルベンシー指針(コーナーストーン・ペーパー)」が公表され、2006年には「ソルベンシー基準策定の手順書(ロードマップ・ペーパー)」、2007年にはソルベンシー評価の基本構造を示す「ソルベンシー基準策定の概要(ストラクチャー・ペーパー)」が公表されている。

ここまでの検討の過程で明らかになったIAISのスタンスとしては、次の5点を挙げること

ができる。(i) リスクに基づいたソルベンシー基準とすること、(ii) トータル・バランスシート・アプローチ⁽⁴⁾を採用すること、(iii) 市場と一貫性のある負債評価とすること、(iv) 企業統治・消費者保護の規制とすること、(v) 情報開示を推進することである。ここからは、保険監督者の立場から、リスク・ベース、経済価値に基づいたソルベンシー評価を推進しようとする姿勢が窺える。

次に、IASBが進めている保険会計プロジェクトに対するIAISの見解を見てみよう。特徴としては、(i) 一般会計原則と監督会計原則の方法論の一貫性⁽⁵⁾、(ii) 資産と負債の一貫性ある評価、(iii) 自己信用度の負債評価への反映に反対(信用力が弱い保険会社の負債額が小さく評価されることに反対)、(iv) 保険金支払いの概念(保険負債の測定にあたっては、第3者への保険債務の移転価額をベースに考えるのではなく、保険金受取人への支払額をベースに考えるべきとの考え方)が挙げられる。ここからは、IASBが進める保険負債の時価評価の方向性を認めつつ((i)、(ii))、監督者として保険契約者保護の立場を主張したもの((iii)、(iv))となっていることが読み取れる。

また、EUでは、従来の責任準備金や保有契約高の一定割合によりリスク量を測定していた方式に替えて、リスク・ベースのソルベンシー評価を行うソルベンシーIIを導入することが検討され、計画によると2012年までに導入されることになっている。

このように、世界の潮流は、保険契約者保護の観点から、リスク・ベースのソルベンシー評価に向かっている。このため、保険負債についても、従来の原価法会計(ロック・イン方式)によるばかりではなく、時価評価の要素が入ってくるものと思われる。

4. 現下の保険計理上の諸課題について

これまで述べてきたように、保険会社の責任準備金評価やソルベンシーの評価について、経済価値ベースの手法、すなわち時価評価を目指す動きが生じてきている。時価評価には、保険会社のリスク評価を合理的に行えることや、逆ざや問題に対して適切な対応が可能になる等のメリットがあるが、一方で、現行の標準責任準備金を下回る金額になる可能性を否定できないこと等の問題点もある。さらに、責任準備金の評価問題を考える際には、保険契約により保険会社から保障を受ける保険契約者の立場、会計情報を利用する投資家の立場といった、異なる立場にある関係者の利益をどのように考え、調整を図るのかという問題もある。また、そもそも、現行の標準責任準備金制度との関係をどのように整理するかといった論点もあろう。以下では、これらの諸問題について、ソルベンシー評価、責任準備金の時価評価に係る論点、その他の課題に分けて論じてみたい。

⁽⁴⁾ トータル・バランスシート・アプローチとは、保険会社の資産、負債、所要資本、利用可能資本の相互関係を考慮した上で、バランスシート上のすべてのリスクを総合的に評価する考え方のことである。

⁽⁵⁾ 保険会計については、投資家の意思決定に有用な情報の提供を目的とする一般会計(GAAP)と保険監督者が保険契約者保護等の監督目的達成のために作成を求める監督会計(SAP)の2つの考え方がある。米国では両者は区分され2種類の財務諸表が作成されているが、日本では両者は区分されておらず、1種類の財務諸表しか作成されていない。なお、IASBでは、両者はできるだけ一致することが望ましいと考えられている。

(1) ソルベンシー評価

既述のとおり、保険会社はさまざまなリスクに対峙しているが、これらのリスクは「通常の予測の範囲内のリスク」と「通常の予測を超えて発生するリスク」に区分できる。そして保険会社では、前者には責任準備金、後者にはソルベンシー・マージン（資本や価格変動準備金等の負債）で対応している。また、責任準備金とソルベンシー・マージンでは、リスクをカバーする期間も異なっている。具体的には、前者が保険契約消滅時までの期間をカバーするのに対し、後者がカバーする期間は「1年」とされている。

以上のことからソルベンシー・マージンは、保険契約消滅時までの「通常の予測の範囲内のリスク」については責任準備金で対応されていることを前提に、今後1年間に発生する「通常の予測を超えて発生するリスク」に対応する余力であることが理解できる。このため、ソルベンシー・マージン基準のリスク係数は今後1年間のリスク量を基に定められている。予定利率リスクについても例外ではなく、現在の係数は今後1年間の逆ざやの期待値を基に設定されている。しかし、長引く低金利状況で、逆ざやは当面継続するものと考えられることから、現在の予定利率リスク係数が妥当かどうかという疑問が生じる。

今後1年間の逆ざやの期待値を基に予定利率リスクを設定してよいのかとの疑問に対しては、責任準備金の中で将来の逆ざやへの対応が十分に行われているのであれば、ソルベンシー・マージンの本来の意味に照らして、問題がないと言える。しかし、責任準備金で十分な対応ができていない場合には、この方式では保険会社のソルベンシーを正確に表せているとは言えない。この状態を是正するためには、ソルベンシー・マージン基準を見直すよりも責任準備金を見直すほうが適切である。なぜなら、ここで問題にしている逆ざやリスクは今後1年間のものではなく、保険契約消滅時までのリスクであるからである。

現行の標準責任準備金制度は、計算に用いる基礎率を保険契約締結時点で固定するロック・イン方式となっている。これに対し、直近の死亡率や金利の動向を踏まえた基礎率に基づき責任準備金を計算する方法、これが経済価値ベース、すなわち時価評価された責任準備金である。責任準備金計算には保険契約消滅時までの要素が反映されるので、将来の逆ざやを適正に見込むためには、経済価値ベースの責任準備金を算出する方法が解決策として考えられるのである。

ところで、現行の標準責任準備金では将来の逆ざやリスクに対応できていないと言い切れるのであろうか。これを判定するためには、現在の責任準備金をベースに将来の収支予測を行えばよい。その結果、将来において利益が見込めるのであれば現在の責任準備金で問題はないが、損失が予想されるのであれば現在の責任準備金では対応できていないということになる。

生命保険各社の最近の損益状況を見ると、逆ざや状況にはあるが十分な基礎利益を確保しているようである。また、過去からのトレンド等を踏まえると、当面（5年や10年程度）は基礎利益を確保できるのではないかと推測できる。したがって、近い将来に関しては、現在の責任準備金で今後の逆ざやに対応できると考えられる。しかし、さらにその先になると、逆ざやの影響がどれほどあるのか判断が難しい。また、先になればなるほど、不確定な要因が大きくなるので正確

な予測は困難になるという問題も出てくる。

現行の「生命保険会社の保険計理人の実務基準」では、今後5年間の累積収支予測額がマイナスになる場合に、追加責任準備金の積立てが必要である旨の意見書を作成することを求めている。この点については、測定の信頼性の観点から、今後5年間の収支予測の結果を踏まえた判断が是認されているものと思われる。このように、会計上の数値に関しては、測定の信頼性が重視される側面がある。

しかし、ソルベンシー評価においては、契約者保護の観点から、測定の信頼性が低くなるとしても、保険契約消滅時までの要素が反映された計算を行うことが必要であろう。さらに、測定の信頼性の問題を解消するためには、たとえば、さまざまなシナリオに基づいたシミュレーションを実施して、保険会社の財務状況をモニタリングすることも考えられるのではないかと。なお、この場合、どのような内容をディスクローズするのかという問題が派生的に発生する可能性がある。

(2) 責任準備金の時価評価に係る論点

次に、責任準備金の時価評価について考える。最初に、会計数値としての責任準備金に求められる要件を考えてみたい。まず、保険会社の最大の責務は保険契約者に対する保障債務を全うすることである。このため、保険契約者保護の観点から、健全な責任準備金の積立が求められることになる。後述するように、予想に基づく将来利益の計上、すなわち現行の標準責任準備金を下回る金額になるようなことについては、慎重に検討されることが必要であると考えられる。

続いて、投資家等財務諸表利用者の利便性を考慮する必要がある。この点について、1点目は適正な損益計算である。各事業年度の責任準備金繰入額は、保険会社の損益計算では費用に計上されるが、投資家等が関心を持つ損益情報について、財務諸表利用者の誤解を招かないような測定が行われる必要があると考える。2点目は、保険会社間の比較可能性の問題である。

①健全な責任準備金の積み立て

保険会社の負債・純資産項目の中で最も金額が大きい項目は責任準備金である。すなわち、保険会社に対する資金の拠出者のうち、最大の拠出者は保険契約者である。このことは、株式会社形態を採用する保険会社にあっても事情は同じである。このように考えると、相互会社形態の保険会社は言うに及ばず、株式会社形態の保険会社であっても、最大の資金拠出者である保険契約者の利益、立場を最優先する経営が行われなければならないと考える。そして、保険契約者の利益、立場を最優先することは保険契約者に対する保障責任を全うすることであり、そのためには健全な責任準備金が積み立てられていることが求められることになる。

現行の標準責任準備金制度は、保険会社の健全性を確保するためのものである。積み立て方式としては、保険数理上もっとも手厚い平準純保険料方式を採用している。また、予定死亡率、予定利率についても、健全性確保の観点から必要なマージンが組み込まれている。しかし、計算基礎率を保険契約締結時に固定するロック・イン方式を採用しているため、保険契約締結後の大幅

な状況悪化に対する備えが十分ではない面がある。これに対し、時価評価された責任準備金は、この弱点を補うことができる可能性があるものと考えられる。

しかし、時価評価された責任準備金にも問題がある。それは、金利が上昇したり、死亡率が改善するなど、将来の見通しが保険会社にとって楽観的なものになった場合、責任準備金の計算基礎率にその要素が反映されて、現行の標準責任準備金（ロック・イン方式）を下回る評価額になる可能性があることである。責任準備金は「将来の支出現価（将来の保険金等の給付現価と保険事業を運営するための事業費支出現価の合計額）」から「将来の保険料収入現価」を控除して計算される。また、保険料は、保険料率設定時に将来の支出現価を見積り、その金額を賄える水準に設定される。保険会社の損益計算は、このように設定された保険料と実際に支出された給付額、事業費との差額で測定される。

そこで、将来の支出現価について、保険料設定時に見込んだ基礎率よりも楽観的なものを使用すればどのようなことが発生するのだろうか。もっとも分かりやすい形で現れるのが、保険契約締結時の利益認識である。将来の支出現価が将来の収入現価を下回るため、保険契約締結時に利益が発生してしまうのである。しかし、この利益は将来の見通しを保険料設定時の見通しよりも楽観的に見込んだことにより発生した利益、すなわち予測の変更に伴い発生した利益であり、実際に収入された保険料と支出実績の差から生じた利益ではない。将来事象は誰も見通すことができないものである。このような予測に基づく利益の計上をもたらす責任準備金制度は、保険契約者保護の観点から慎重な姿勢で臨むことが必要ではないかと考える。

次に、将来の支出現価について、保険料設定時に見込んだ計算基礎率と同じものを使用した場合は、どのようになるか。この場合、保険契約締結時の損益はゼロになる。この方法が原価法に基づく責任準備金評価である。この方法であれば、予測に基づく利益計上が行われることはなく、毎期の決算で計上される損益は、経過した期間に属する実際に収入された保険料と支出実績の差額で測定されることになる。

なお、将来の支出現価について、保険料設定時に見込んだ計算基礎率よりも厳しい見通しのものを用いれば、保険契約締結時に損失を計上することになる。この損失についても、保険会社の予測の変更に伴い発生したものであり、今後、将来の実績給付額がこれよりも少ない金額に収まるようなことになれば、回復可能な損失である。また、将来事象は誰にも見通すことはできないものであるため、予想に基づく責任準備金の積み増しは不要であるとの考え方もあるかもしれない。しかし、将来、損失の発生が予測されるのであれば、保険契約者保護の観点から、責任準備金の積み増しを行うことが適切であると考えられる。

（a）デポジット・フロアーについて

以上のとおり、責任準備金の時価評価を検討するにあたっては、原価法を上回る金額の積み立てとなる場合は問題がないが、原価法を下回る金額の積み立てとなるようなことは導入すべきで

ないと考える。この問題は、デポジット・フロアー問題⁽⁶⁾として、しばしば議論されてきたものである。デポジット・フロアー問題とは、解約返戻金（解約返戻金は、通常、保険料計算基礎率に基づき、計算された責任準備金を基準に決められる）を下回る責任準備金積み立てが認められるかどうかという問題である。これまでのIASBの議論では、全ての保険契約が同時に解約されることはないことからデポジット・フロアーを設けるべきではないとの議論が優勢なようであるが、慎重な議論が行われることを望みたい。なお、国際会計基準においても、IAS第39号では、要求払い預金の評価においては、デポジット・フロアーが設けられている。

ところで、責任準備金の議論を行う際に、よく聞かれる議論にALMによるリスク管理を行っている場合に、資産、負債の評価をどのように行うかという問題がある。金融庁の有識者検討チームが取りまとめた報告書においても、次のような記述がなされている。

「現行制度の責任準備金の積立てはロック・イン方式が用いられている。また、ソルベンシー・マージン比率を求める際のリスク測定は、リスク・ファクター方式が用いられている。

すなわち現在の規制では、資産が時価評価により変動しても、負債は固定されたままである。またリスク係数も変動しない。したがって、現行のソルベンシー評価の方式では、例えばALMによりリスク管理を行っていても、それがリスク量やマージンの十分な評価に必ずしもつながらないこととなり得る。特に、負債に合わせて長期の債券を有しているような場合にあっては、時価評価による評価損により、マージンが毀損するおそれがある。

また、企業価値を向上させることが企業のステークホルダーにとって大きな目標の一つであることを考慮する必要がある。企業価値を示す指標の一つとして、純資産が挙げられる。

これらの要素に着目すると、保険会社のソルベンシー評価を行う際には、企業価値を示す指標が重視されているとの観点から、経済価値ベースでの資産価値と負債価値の差額（純資産）自体の変動をリスク量として認識し、その変動を適切に管理する経済価値ベースでのソルベンシー評価を行うことが、計測手法として整合的であると考えられる。」

これによれば、金利が上昇し、保有する債券の価額が時価評価により低下した場合、ALM管理の観点から、それに対応する責任準備金についても時価評価を行い、責任準備金の金額を引き下げることが想定しているように読める。すなわち、ALMによりリスク管理を行っている以上、資産と負債を同じように変動させ、損益を認識しないようにすることを想定しているように読めるのである。長期固定金利負債である責任準備金に対し、ALM管理の観点から、長期固定金利の債券を対応させることは金利リスク対策として重要なことであり、両者が有効なヘッジ関係にある場合、金利変動により大きな損益は発生しないものと考えられる。

しかし、負債側に着目すれば、保険契約者はいつでも保険契約を解約できる権利を有しており、

⁽⁶⁾ なお、デポジット・フロアーに関する論点として、保険契約一件ごとにデポジット・フロアーを設定すべきかどうかというものがある。この点に関して、負債を一件ごとに測定する必要がある契約を取り扱っているケースであれば、契約一件ごとにデポジット・フロアーを設定することに意味があると考えられる。しかし、保険契約の場合、責任準備金は保険契約群団に対して積み立てられるものであるため、保険契約一件ごとにデポジット・フロアーを設定せず、保険契約群団全体に対する責任準備金が総額としてデポジット・フロアーを上回っていれば十分ではないかと考えられる。

その場合の価格は保険契約締結時に約定された解約返戻金である。このため、高金利時に、保険会社側からデポジット・フローを下回る価格で当該債務を保険契約者との間で決済することはできない。すなわち、保険会社と保険契約者の関係に着目すると、責任準備金にはデポジット・フローが存在しているものと考えられる。さらに、保険会社間で、保険契約を売買できる流動性の高い市場は存在していないため、保険契約に関しては市場価格は存在せず、高金利時のデポジット・フローを下回る保険契約取引価格というのは、資産市場での取引価格からのアナロジーに基づく机上の価格に過ぎない、と言えなくもないと思われる。

そうは言っても、保険会社間の相対取引により保険契約が譲渡される場合に、保険契約から生じる将来利益を考慮して、デポジット・フローを下回る価額で保険契約の譲渡が行われる可能性はあると思われる。その場合であっても、譲受側の保険会社は保険契約者に対して、従来、譲渡側の保険会社が負っていた債務と同じものを負うことになるため、責任準備金は原価法で評価し、その金額と譲渡価額との差額は資産に計上し、その後の期間を通じて償却処理を行うほうが実態を表しているのではないかと考える。

(b) 資産と負債のマッチングについて

以上のことから、責任準備金の評価にあたっては、保険契約者との取引価格を考慮して、デポジット・フローを設定するほうが実態をよく表すのではないかと考えられる。そして、金利上昇時にはそれを下回る価格での評価は行わないこととともに、責任準備金に対して有効なヘッジ効果を有する債券を対応させている場合には、現行の日本の会計実務のように、満期保有目的債券や責任準備金対応債券として償却原価法を適用させることにより、ALM管理の効果を表すようにすることが適切な取り扱いではないかと思われる。なお、逆に、金利が低下した場合の取り扱いについては、次の2つのケースが考えられる。まず、金利が低下しても、負債側のキャッシュ・フローを賄うに足る高クーポンの債券を対応させて保有している場合は、資産と負債のヘッジ効果を考慮して、責任準備金の時価評価を行う必要はないと考えられる。しかし、対応させている債券では負債側のキャッシュ・フローを賄うことができない場合には、責任準備金の評価額を切り上げる必要が生じるものと思われる。このことは、責任準備金の時価評価に用いる割引利率を決定する際に、単に市場の金利を参照するのではなく、対応資産の内容を見る必要があることを示唆するものである。

以上のような取り扱いは複雑なので、資産を時価評価し、負債についても金利の変動に応じて評価額を上下させる、いわゆる時価評価をすればよいではないか、との意見もあると思われる。しかし、負債については、今まで述べてきたように、保険契約者との関係という実態を考慮すれば、原価法による評価額を下回ることは適切ではない。このような負債の適切な評価を前提として、対応する資産にヘッジ効果があるのであれば、それを適切に反映できるようなヘッジ会計の方法を考えるほうが経済実態をよく表しているのではないかと考える。なお、対応資産については、負債と適切なヘッジ関係にあるかどうかを継続的に確認する必要があることは言うまでもな

い。

(c) 測定の信頼性について

次に、測定の信頼性の問題について考えてみたい。現行の生命保険会社の保険計理人の実務基準によれば、追加責任準備金積み立ての要否判定、及び必要な場合の積立額の測定は、今後5年間の累積収支額を基準に行うことになっている。この方式に拠れば、今後5年間は直近の死亡率動向、金利動向を反映させるが、その先の期間については標準基礎率に従うというシナリオに従ったことと同じになる。この考え方は、将来を確実に見通せるのは5年程度であり、その先の期間は不確実性が大きく測定の信頼性を確保できないと思われるので、確実に見通せる5年間の効果を責任準備金計算に反映させようとするものであろうと思われる。

一方で、責任準備金は保険契約消滅時までのリスクをカバーするものであるから、責任準備金の評価にあたっては、契約消滅時までの全保険期間のキャッシュ・フローを、直近の状況を踏まえて設定すべきであるという考え方がある。IASBが考えている責任準備金の時価評価は、この方式である。この方式に拠れば、保険契約消滅時までの全保険期間のキャッシュ・フローを見直すことになるので、将来のリスクを広く拾い上げることができる可能性があるという利点がある。しかし、将来事象には不確実性があり、それも先の期間になればなるほど、不確実性は大きくなっていくので、測定の信頼性が低下することは避けられない。また、長期の保険契約に関する負債の評価に、評価を行う一時点の状況をフルに反映させると、評価額の変動が大きくなり過ぎ、財務諸表の利用者にとって理解が難しいものになってしまう恐れがあろう。すなわち、この方式は、将来の不確実性がある中で、直近の状況に対する感度が良すぎるという面があるのである。

ソルベンシー評価を行う場合であれば、測定の不確実性の問題を解消するために、複数のシナリオに基づく評価を行うという方法も考えられよう。しかし、会計の場合は、財務諸表に計上する金額を確定させなければならないので、複数のシナリオに基づく評価を行う方法は、最終的には採り得ない。この問題は、結局のところ、リスクを広く拾い上げることができる可能性を優先させ保険契約消滅時までの全保険期間のキャッシュ・フローを見直すことにするのか、あるいは測定の信頼性を優先させ現行実務を引き続き採用するのか、どちらを優先させるのかという問題に行き着く。

ところで、ASBJ（企業会計基準委員会）が昨年12月に公表した討議資料「財務会計の概念フレームワーク」によれば、会計目的に関して以下のような記述が行われている。

{会計情報の基本的な特性：意思決定有用性}

1. 財務報告の目的は、企業価値評価の基礎となる情報、つまり投資家が将来キャッシュフローを予測するのに役立つ企業成果等を開示することである。この目的を達成するにあたり、会計情報に求められる最も基本的な特性は、意思決定有用性である。すなわち、会計情報に

は、投資家が企業の不確実な成果を予測するのに有用であることが期待されている。

2. 意思決定有用性は、意思決定目的に関連する情報であること（意思決定との関連性）と、一定の水準で信頼できる情報であること（信頼性）の2つの下位の特性により支えられている。さらに、内的整合性と比較可能性が、それら3者の階層を基礎から支えると同時に、必要条件ないし閾限界として機能する。

さらに、意思決定との関連性と信頼性に関しては、以下のような記述が行われている。

{特性間の関係}

8. 意思決定との関連性と信頼性は同時に満たすことが可能な場合もあれば、両者の間にトレードオフが生じることもある。ある種の情報が、いずれかの特性を高める反面で、他方の特性を損なうケースもあり得る。両特性間にトレードオフの関係が見られる場合は、双方の特性を考慮に入れたうえで、新たな基準のもとで期待される会計情報の有用性を総合的に判断することになる。

責任準備金の評価の場合、リスクを広く拾い上げることができる可能性が意思決定との関連性にあたるのであろう。将来事象から不確実性を排除することは誰にもできない。意思決定との関連性と信頼性のどちらを優先させるのかについては、どちらの考え方も成り立つものと思われる。そのような中で、どちらの方式を採用するかは、広く関係者のコンセンサスを求めつつ、決定していくことが必要であると思われる。

なお、私見であるが、責任準備金評価にデポジット・フローが設定されるのであれば、保険契約消滅時までのキャッシュ・フローを直近の状況を踏まえて設定することを基本とすることでよいのではないかと考える。なお、直近の状況があまりにも極端な場合には、適正な補正が行える余地を残すような仕組みが必要になるかもしれない。

②適正な損益計算

(a) 基礎率変更時の会計処理について

責任準備金は保険会社の損益計算上、費用項目になっているので、責任準備金の評価方法を変更すると、保険会社の損益計算に影響を与えることになる。ところで、財務諸表を利用する投資家は、当期純利益情報を重視していると言われている。このため、責任準備金の評価を論じるにあたっては、財務諸表利用者が理解しやすい損益計算となるようにという側面からの検討も必要になるのである。

原価法に基づく責任準備金評価を行った場合、各期の損益は、経過した期間に属する収入保険料と、実際に支出した給付金及び事業費の差額で測定されることになる。この形で計算された損益は理解が容易であると思われる。また、会社間の比較、会計期間間の比較が可能な数値でもあ

る。これに対し、責任準備金の時価評価を行うと、時価評価に伴う評価差額（時価法による評価額と原価法による評価額との差額）をどのように会計処理するかという問題が発生する。

この問題を考えるにあたっては、責任準備金の時価評価を行う際に、計算基礎率を変更する頻度をどの程度のものにするかを考える必要がある。計算基礎率の変更頻度については、選択肢として次の3つの方法が考えられる。最初に、できるだけ直近の状況を反映させるために、計算基礎率を每期洗い替える方法が考えられる。その一方で、測定の不確実性や保険契約の長期性に鑑み、死亡率や金利状況に確実な変化が起こったと考えられる場合に計算基礎率を変更する方法が考えられる。また、この両者の中間的な方法として、死亡率等のキャッシュ・フロー要素については確実な変化が起こったと考えられる場合に変更することとし、金利要素については情報が得られやすいので每期見直すことも考えられる。1番目の方法は保険負債の時価評価と呼べるが、2番目の方法は時価評価というよりも減損処理と同じような処理と考えることができる。また、3番目の方法は、キャッシュ・フローの見直しは減損会計的であるが、金利に関しては時価評価的である。責任準備金計算基礎率の変更を時価会計的に捉えるか、減損会計的に捉えるかにより、評価差額の損益への反映方法に次のような違いが出てくるものと思われる。

参考になるのは、その他有価証券の評価差額の取り扱いと固定資産の減損会計であろう。その他有価証券については、貸借対照表上、資産の部に時価で計上するが、評価差額については、損益には計上せず、税効果分を調整した後、純資産の部に計上することとされている。その理由は、「その他有価証券の時価は投資者にとって有用な投資情報であるが、その他有価証券については、事業遂行上等の必要性から直ちに売買・換金を行うことには制約を伴う要素もあり、評価差額を直ちに当期の損益として処理することは適切ではないと考えられる。（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」第77項）」ことによるものとされている。保険契約についても、売買・換金が容易に行えるものではないので、責任準備金に関しても、その他有価証券と同様に、時価評価を導入したとしても、原価法による評価額との差額である評価差額は純資産の部に直接計上する方法が考えられる。

また、別の見方としては、責任準備金を保険契約の見積原価を構成するものと考えられることもできる。すなわち、保険契約の見積原価を構成するものは保険料であるが、ここでは、保険契約者から払い込まれる保険料について、被保険者の到達年齢ごとに保険料が毎年変更される自然保険料方式に替えて、保険期間中は定額の保険料とする平準保険料方式としたことに伴い発生する、保険年度間の調整項目として責任準備金を捉えるのである。保険会社の損益は、保険契約の見積原価である保険料（および調整項目である責任準備金）と実際に支出した給付額、事業費支出額、資産運用収益との差額で測定される。この測定にあたって、原価の見積りの変更が生じたと考えられるのである。この考え方に立った場合に参考となるのは「固定資産の減損に係る会計基準」である。同基準によれば、減損会計の考え方として、以下のように述べられている。

三. 基本的考え方

1. 事業用の固定資産については、通常、市場平均を超える成果を期待して事業に使われているため、市場の平均的な期待で決まる時価が変動しても、企業にとっての投資の価値がそれに応じて変動するわけではなく、また、投資の価値自体も、投資の成果であるキャッシュ・フローが得られるまでは実現したものではない。そのため、事業用の固定資産は取得原価から減価償却等を控除した金額で評価され、損益計算においては、そのような資産評価に基づく実現利益が計上されている。

しかし、事業用の固定資産であっても、その収益性が当初の予想よりも低下し、資産の回収可能性を帳簿価額に反映させなければならない場合がある。このような場合における固定資産の減損処理は、棚卸資産の評価減、固定資産の物理的な滅失による臨時損失や耐用年数の短縮に伴う臨時償却などと同様に、事業用資産の過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理と考えることが適当である。これは、金融商品に適用されている時価評価とは異なり、資産価値の変動によって利益を測定することや、決算日における資産価値を貸借対照表に表示することを目的とするものではなく、取得原価基準の下で行われる帳簿価額の臨時的な減額である。

保険負債は保険会社にとって、事業用の負債であるので、その評価にあたっては、上記の減損会計の考え方を援用することが適当であると思われる。ところで、保険契約の原価見積りが保険契約締結時のものと大きく変動しない場合は、原価法に基づく責任準備金評価を行うことで、保険会社の毎期の損益を適正に測定することができる。しかし、保険契約の原価見積りが保険契約締結時に比べ悪化したときには、上記の減損会計の考え方に従い、その影響を責任準備金に反映させなければならない場合があると考えられる。この場合、減損損失は、損益計算書上、臨時的な実現損失として計上されることになろう。なお、評価替えに伴う未実現の評価益が計上されることはない。

キャッシュ・フローの見直しは減損会計的に捉え、金利については時価会計的に捉える場合は、上記で述べた2つの方法を複合した方法が考えられる。すなわち、キャッシュ・フローの見直しは減損会計を適用して損益に計上し、金利の見直しは純資産の部に直接計上する方法である。

保険会社のソルベンシー確保を重視する立場からは、資産と負債の評価方法に焦点を当てた検討が行われ、損益情報は軽視されがちになると思われるが、投資家の立場に立つと、損益情報は重要な意味を持つ。期待の変化に基づくウインドフォールを除外した適正な利益計算が行われるための検討が望まれる。

(b) 比較可能性について

最後に比較可能性について考察を行いたい。責任準備金評価に時価評価的な要素を導入した場合、保険契約に関する市場価格は存在しないため、評価にあたっては、各保険会社の見積りによ

る要素が大きくなることは避けられない。このため、原価法会計に基づく現行制度下よりも、保険会社間の比較を行うことが難しくなると予想される。このような状況は、保険会社に投資しようとする投資家にとっても、保険契約を締結しようとする保険契約者にとっても、好ましいものではない。

もともと、保険会社の実情は会社によって区々であり、また、その実情を一番良く知っている経営者が責任準備金を評価するのであるから、財務諸表の信頼性は確保されており、比較可能性の問題は生じないとの考え方も成り立つかもしれない。しかし、規模の小さい保険会社にあつては、実績データの変動幅が大きく、適切な評価に用いるデータが不足するような事態も考えられないではない。

そこで、この問題を解決するための1つの方法として、現在の標準責任準備金制度に倣い、保険監督者が責任準備金評価用の死亡率、利率を決めることが考えられる。この方式によれば、比較可能性の問題は解決される。また、測定の信頼性も高まることになろう。ただ、死亡率や金利が急激に大きく変動しているような場合に、機動的に計算基礎率を定めることができるのかという問題はあろう。責任準備金評価を減損会計的に運用する場合には、この方式で問題が生じないのかもしれないが、時価会計的に運用する場合には機動性を確保しておくことが必要になるかもしれない。この場合の問題を解決するためには、保険監督者による基礎率の設定に替えて、時価評価を行う際の具体的手法の考え方をまとめたガイドラインを作成しておくことや、死亡率等について、業界統計を定期的に提供する仕組みを構築する等の対応が考えられる。

いずれにしても、責任準備金評価が保険会社によって違いがありすぎるような状態を回避できるような方策の検討が望まれる。

(3) その他の課題

①価格変動準備金の積立限度について

現行の価格変動準備金の積立限度とソルベンシー・マージン基準のリスク量は(図表4)のとおりとなっており、価格変動準備金を積立限度まで積み立てても、対応する資産の価格変動リスク量の半分にしかならない。金融商品について時価会計を導入する前であれば、資産の価格変動リスクが価格変動準備金の積立限度を上回る部分は、資産の含み益で対応するという方法も採り得たかもしれないが、金融商品の時価会計が導入された以上、そのような方法は採り得ず、結果的に、当該超過部分は価格変動準備金以外の項目で準備されることになっている。会社によっては、資本で対応するという考え方もあり得ようが、価格変動準備金で対応したい会社もあるのではないと思われる。このため、価格変動準備金の積立限度を価格変動リスク係数と整合するように変更することが必要ではないかと考える。参考までに、農協法においては、(図表5)のとおり、価格変動準備金の積立限度は、価格変動リスク係数と整合的に定められている。

(図表4) 民間生保の価格変動準備金の積立限度と
ソルベンシー・マージン基準のリスク係数

資産	積立限度(%)	リスク係数(%)
国内株式	5	10
外国株式	5	10
邦貨建債券	0.5	1
外貨建債券・外貨建貸付金等	2.5	5
不動産(国内土地)		5
金地金	10	20
商品有価証券		1

(図表5) 農協共済の価格変動準備金の積立限度と
ソルベンシー・マージン基準のリスク係数

資産	積立限度(%)	リスク係数(%)
1. 国内株式	10	10
2. 外国株式	10	10
3. 邦貨建債券 日本政府(地方公共団体含む)、日本政府と 同等以上の信用力を有する外国政府・国際機 関発行元利金保証	1	1
4. 邦貨建債券(3以外)	2	1
5. 外貨建債券(3と同様)	6	5
6. 外貨建債券(5以外)	7	5
7. 外貨建預金等	5	5
8. 不動産		5

②第三分野商品の標準発生率について

第三分野については上述のとおり、ストレス・テスト、負債十分性テストが導入され、保険会社のソルベンシー強化が図られた。しかし、疾病入院発生率等については、商品の多様性から、標準率の設定は将来課題とされている。このため、責任準備金計算に用いる予定発生率については、各社ごとに定められている状況にあるが、財務諸表の比較可能性を確保し、投資家、保険契約者の利益を確保するために、できるだけ早期の標準発生率の設定が望ましいと考える。

5. おわりに

保険会社の健全性確保の観点から、ソルベンシー・マージン基準、責任準備金評価等の現下の課題について述べてきた。わが国の保険業界が逆ざや状況にあることや、IASBやIAISの動向もあり、責任準備金の時価評価がこれらの問題の解決策として期待されているのが現状であると見ることができる。特に、逆ざやについては、保険契約消滅時までのリスクであるため、この問題については、責任準備金の評価を見直すことで対応することが適切であろう。

しかし、責任準備金の時価評価にも問題がないとは言えない。それは、死亡率や金利等の将来の動向が、保険会社にとって好ましい状態にあるときに、原価法による評価額を下回る評価になる可能性があることである。さらに、損益計算の場面において、未実現の将来の予測利益を計上することにもなりかねない。IASBはこのような情報が利用者にとって有用であると考えているようであるが、このような情報は利用者を誤解させる恐れがあるのではないかと考える。また、ALMの観点から資産と負債のマッチング管理を行っている場合には、両者の評価を統合的に行うべきという考え方も出されている。この考え方に従えば、金利が上昇したときに、責任準備金について、原価法による評価額を下回る可能性がある。この場合、資産側である債券も価格が下落しているため、両者の動きを統合すると、問題は生じていないと言われる。

しかし、本論で述べたように、いわゆる市場価格が存在しない責任準備金については、保険契約者との取引価格である解約返戻金というデポジット・フロアーが存在するという考え方のほうが、責任準備金の実態をよく表すのではないかと考える。資産と負債のマッチングについては、負債の評価を固めた上で、現在の日本の責任準備金対応債券の考え方も含め、ヘッジ会計の手法による解決を図ることが適切ではないかと考える。

ここまで述べてきた考え方は、現行の標準責任準備金制度の考え方と矛盾しない。保険業法施行規則第69条第5項の「第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第4条第2項第4号に掲げる書類を変更することにより、追加して保険料積立金を積み立てなければならない」との規定をより明確にするために、時価会計の考え方、手法を適用することで、問題は解決されるものと考えられる。一般的には、時価会計と原価法会計は二律背反であるように受け止められがちであるが、そのように受け止める必要はないと思う。保険契約者、投資家の利益の観点から、保険会社のソルベンシー評価、損益計算が適切に行われることが必要なのである。これらのことに対して、標準責任準備金制度が果たしてきた役割は大きい。保険計理上の現下の課題は、現行の標準責任準備金制度をベースにして、それを発展、改良させていくことで解決されるものであると考える次第である。

参考文献

- [1] ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」金融庁, 2007年4月
- [2] 大久保 亮「保険会社のリスク管理の国際的動向について」『生命保険経営』第75巻第2号, 2007年3月
- [3] 川崎 智久「EU 新ソルベンシー規制導入に向けた定量的影響調査の動向」『生命保険経営』第75巻第4号, 2007年7月
- [4] 社団法人 日本アクチュアリー会「標準生命表 2007 の作成過程」『会報別冊』第228号, 2006年12月
- [5] 斎藤 静樹「コンバージェンスの意義と I F R S への役割期待」『企業会計』2007 Vol159 No8, 2007年6月
- [6] 企業会計基準委員会「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」, 2006年12月
- [7] I A S B 「DISCUSSION PAPER Preliminary Views On Insurance Contracts」, 2007年5月